



選挙・議会・広報・広聴

選挙

問 選挙管理委員会事務局 ☎30-1663

▶ 選挙人名簿

日本国民で満18歳以上の人には選挙権があります。ただし、選挙権はあっても選挙人名簿に登録されていないと投票することはできません。この選挙人名簿に登録できる要件は、満18歳以上の日本国民で、八代市に住民票が作成された日から引き続き3ヶ月以上市内に住んでいる人です。

▶ 投票

選挙のときは、選挙権を有する人に投票案内ハガキを郵送しますので、投票案内ハガキで指定された投票所で投票してください。

代理投票・点字投票

投票用紙に自書できない人は、投票所の事務従事者が代理で記載します。また、目の不自由な人は、点字による投票ができます。

▶ 郵便投票の対象となる人の範囲

	郵便などによる不在者投票の対象者		代理記載制度が適用される対象者	
	障がいの部位	障がい・要介護の程度	障がいの部位	障がいの程度
身体障害者手帳を持っている人	両下肢・体幹・移動機能	1級または2級	上肢・視覚	1級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級		
	免疫・肝臓	1級～3級		
戦傷病者手帳を持っている人	両下肢・体幹	特別項症～第2項症	上肢・視覚	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症		
介護保険被保険証を持っている人		要介護5	上肢・視覚の1級又は特別項症～第2項症	

▶ 期日前投票・不在者投票

期日前投票

仕事、レジャー、旅行などで選挙当日投票所に行けない人は、期日前投票所で投票できます。投票できる場所、期間、時間は、選挙が行われるときにお知らせします。

不在者投票

選挙当日、仕事や用務などで他の市区町村に滞在されている人は、滞在先で不在者投票を行うことができます。また、県の選挙管理委員会が指定した、病院、老人ホームなどに入院・入所している人は、その施設内で不在者投票ができます。

郵便投票

身体に重度の障がいがあり投票所に行けない人には、在宅で郵便などによる不在者投票ができる「郵便等投票」の制度があります。また、郵便等投票の対象者で自書ができない人には、代理記載により投票できる制度もあります。これらの制度で投票するには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けてください。交付を希望する人や有効期限が満了している人は早めに申請をしてください。



▶ 八代市議会

市議会は、市民の皆さんから直接選ばれた議員(条例定数28人)で構成されています。市長から提出された議案(条例の制定・改廃、予算、決算、重要な契約など)、議員から提出された議案、市民の皆さんから提出された請願などを審議し、議決します。

定例会は年4回(3、6、9、12月)開催され、必要に応じて臨時会が開催されます。

市議会には、4つの常任委員会(総務、文教福祉、建設環境、経済企業)と議会運営委員会を設置しています。また、必要な場合は特別委員会を設置します。

本会議 (全議員)	議会運営委員会(10人)		<ul style="list-style-type: none"> 議会の運営に関する事項 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 議長の諮問に関する事項
	常 任 委 員 会	総務委員会(7人)	<ul style="list-style-type: none"> 行財政の運営に関する諸問題の調査 総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査
		文教福祉委員会(7人)	<ul style="list-style-type: none"> 教育に関する諸問題の調査 保健・福祉に関する諸問題の調査
		建設環境委員会(7人)	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画・建設工事に関する諸問題の調査 生活環境に関する諸問題の調査
		経済企業委員会(7人)	<ul style="list-style-type: none"> 産業・経済に関する諸問題の調査 水道事業に関する諸問題の調査
特別委員会		<ul style="list-style-type: none"> 特定の案件についての審査 (例)令和2年7月豪雨に関する特別委員会 など 	

▶ 議会の傍聴

本会議(一般席48席(うち車いす席2人及び親子席4人を含む))、委員会(5席)は、どなたでも傍聴することができます。

傍聴には、受付手続きが必要です。

▶ 請願・陳情

市議会では、市政などについての要望や意見を「請願」や「陳情」として受け付けています。

請願書・陳情書には、趣旨、住所、氏名を自署又は記名(印字等)押印したものを議長あてに提出することになっています。(請願の場合は、紹介議員の氏名の記載(自署又は記名(印字等)押印)が必要です。)

▶ 議会だより・ホームページ

定例会の翌々月(5、8、11、2月)に議会だよりを発行し、定例会の報告、一般質問などの要旨を掲載しています。

ホームページでは市議会の予定、議員名簿、本会議や委員会の中継録画や会議録などを公開しています。

議会ホームページ

<http://www.city.yatsushiro.lg.jp/gikai/>



▶ 議会ネット中継

市議会では、本会議と委員会のインターネット中継(ライブ配信・録画配信)を行っています。(視聴は議会ホームページから)

▶ 会議の記録

本会議や各委員会の会議録は、議会ホームページにて閲覧できます。また、市役所本庁舎でも本会議録の閲覧ができます。

広報・広聴

問 秘書広報課 ☎33-4101

▶ 広報・広聴

市民の皆さんに、市政への関心と理解を深めていただくため、あらゆる媒体を用いて広報・広聴活動を行います。市政に対する要望や提言がありましたらお寄せください。

広報紙の発行

市民の皆さんと市政を結ぶ広報「やつしろ」を月1回(毎月1日)発行し、各戸配布しています。市からの大切なお知らせや地域の活動などをお届けします。

市長・教育長への手紙

市民の皆さんの声に耳を傾け建設的な提言をいただく手段として、「市長・教育長への手紙」投函箱を市の公共施設(本庁舎、各支所、各コミュニティセンターなど)に設置しています。市ホームページからも送信できます。

まちづくり出前講座

市民団体などが主催する集会などに、市が示した講座メニューの中から、要望に応じて市職員を講師として派遣します。市政の現状や方向性を説明し、市民の皆さんの市政に関する理解を深めています。

市民と市長とのテーマトーク

市民の皆さんと市長が懇談する場を設けることにより市民の皆さんと行政が相互理解を深め、幅広い意見を市政運営の参考とするために、随時開催しています。

市政懇談会

市長が市内の各地区を巡回し、市の政策などを報告するとともに、市民の皆さんの意見を伺う機会として、2年に1回開催しています。

ホームページ

市政情報のほか、イベントや各施設の情報、各募集などを発信しています。

また、視覚障がいのある人に広報紙の内容を伝えるため、声の市報を掲載しています。

ホームページアドレス

<http://www.city.yatsushiro.lg.jp/>

メールでのご意見・問い合わせ

インターネットを利用している人は、メールで直接担当課に問い合わせをすることができます。各課のメールアドレスは八代市のホームページに掲載しています。

情報公開制度

「八代市情報公開条例」に基づき、市が保有するさまざまな文書や情報を、皆さんの求めに応じて公開・提供する制度です。

公開の対象となる機関

- ・市長(公営企業管理者の権限を含む)
- ・教育委員会
- ・選挙管理委員会
- ・監査委員
- ・農業委員会
- ・公平委員会
- ・固定資産評価審査委員会
- ・議会

請求の方法

公開請求は、情報公開総合窓口(文書統計課内)及び各支所地域振興課が窓口となり受け付けています。「公文書公開請求書」に、請求内容などを記入して提出してください。

また、直接窓口にお越しになれない場合は、郵送等による公開請求もできます。公文書公開請求書を市のホームページからダウンロードしていただくか、又はご依頼があれば、公文書公開請求書を送付いたします。

☆費用負担:公開に係る手数料は無料ですが、写しが必要なときは、コピー代として1面(A3まで)につき10円(カラー印刷の場合は20円)負担していただきます。

会議の公開

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置される審査会、審議会、協議会などの会議を原則公開としています。ただし、会議の内容が次のような場合には非公開とすることがあります。

非公開となる場合

八代市情報公開条例第7条各号に掲げる情報(非公開情報)に関するものであるとき。

例えば、会議の内容が審査請求、苦情処理、個人の権利・利益を害する恐れがあるもの、または、会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるとき。

情報提供

市民生活に密接に関係ある情報などについては、市のホームページなどを通じて積極的に情報を提供・公表します。

指定管理者の情報公開

指定管理者が業務上作成する文書などの写しの交付や閲覧をする情報公開の請求は、市長や教育委員会等の実施機関に対して行うこととし、この実施機関が情報を保有しないときは、実施機関が指定管理者に情報の提出を求め、指定管理者はこれに応じるよう定めています。

個人情報保護制度

「八代市個人情報保護条例」に基づき、市が保有する個人情報を守るために必要な事項を定め、また、ご自分の個人情報の開示、訂正、削除などを請求することができる制度です。

請求の方法

個人情報の開示請求は、原則として本人のみが請求できます。情報公開総合窓口(文書統計課内)及び各支所地域振興課が窓口となり受け付けていますので、請求される場合は、本人であることを証明するもの(身分証明書、運転免許証など)を持参し、「自己情報開示請求書」に必要事項を記入して提出してください。

☆費用負担:開示に係る手数料は無料ですが、写しが必要なときは、コピー代として1面(A3まで)につき10円(カラー印刷の場合は20円)負担していただきます。

指定管理者の個人情報保護

指定管理者が管理業務上取り扱う個人情報保護について、適正な対応をするよう義務づけ、守秘義務を課し、個人情報の不正利用を禁じ、違反に対しては罰則を科するとともに、実施機関が適切に指導するように努めています。

個人情報の保護のお願い

事業者の皆さんが事業を行うために個人情報を保有しているときは、個人情報保護法に基づき基本的人権の侵害を防ぐための措置を講じなければならないことになっています。事業者、市民の皆さんのご協力をお願いします。

八代市ケーブルテレビ

坂本、東陽、泉地区の難視聴対策のための公設の有線テレビ放送です。

八代市ケーブルテレビに関する手続きやお問い合わせ先

テレビやつしろ株式会社(通称:ひこいちテレビ)

〒866-0833 八代市夕葉町3番地7

☎30-7171

